

別 表

補助金区分	補助金交付の目的	補 助 対 象 事 業
経常費補助金	私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減を図る。	私立学校（高等学校全日制課程、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校（修業年限３年の高等課程に限る。以下同じ。）及び各種学校（高等学校・中学校・小学校・幼稚園に相当すると認められるものに限る。以下同じ。））の運営事業
教育改革推進割・障害児教育割を除く。		
教育改革推進割	高等学校、中学校、小学校、幼稚園等における教育改革のより一層の推進を図る。	当年度の国の私立高等学校等経常費助成費補助金（過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費）取扱要領（以下「教育改革推進取扱要領」という。）別表に定める「教育の改革に資するもの」に係る教育事業

補 助 対 象 経 費	補 助 事 業 者	補 助 率 ・ 配 分 方 法 等
学校の運営に要する次に掲げる経費 ただし、国又は地方公共団体の他の補助金の交付の対象となる経費並びに特別寄附金及び補助活動収入等特定財源で補填される部分の経費は除くものとする。		
1 人件費 当該私立学校に勤務する教職員に支給する人件費（給料、諸手当、私立学校教職員共済掛金（学校法人等負担分）、退職金掛金、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る保険料をいう。） ただし、売店、食堂、寄宿舎（全寮制を除く。）等付随的施設の業務のため雇用された者を除く。 2 教育研究経費及び管理経費 教育研究経費・管理経費のうち次のものを除いた経費 (1) 旅費交通費のうち、理事会及び評議員会への役員・評議員出席旅費 (2) 会議費（理事会、評議員会、教職員会議、委員会、儀式等に係る経費で、主として茶菓、食事代等の費用をいう。） (3) 交際費（私学関係者等に対する接待、慰安、贈答、慶弔、その他これに類する行為のために支払う経費をいう。） (4) その他対象とすることが不適当であると認められる経費 3 設備費 教育研究用機器備品、その他の機器備品及び図書の取得に要する経費	1 高等学校全 日制課程・中 学校・小学校・幼 稚園・幼保連携 型認定こども 園を設置する 学校法人 2 学校法人立 以外の私立幼 稚園又は幼保連 携型認定こども 園（以下「幼稚 園等」という。） を設置する者で 当該幼稚園等 が学校法人によ って設置される よう努力する者 （以下「学校法 人志向幼稚園 等の設置者」と いう。） 3 専修学校を 設置する学校法 人 4 各種学校を設 置する学校法人	1 高等学校全日課程・中 学校・小学校・幼稚園等 (1) 配分額 知事が別に定める額 (2) 交付の方法 概算払とし、交付時期及 び交付割合については、別 に定める。 2 専修学校・各種学校 36,000 円×生徒数 〔生徒数は、定員内実員と する。ただし、専修学校 については、修業年限3 年の高等課程の生徒数と する。〕
「教育改革推進割・障害児教育割を除く」に同じ。	1 高等学校全 日制課程・中 学校・小学校・幼 稚園等を設置 する学校法人 2 学校法人志 向幼稚園等の設 置者	知事が別に定める額

補助金区分	補助金交付の目的	補 助 対 象 事 業
障害児教育割	障害児の就園の機会の拡大を図るとともに、障害児の就園する幼稚園等における障害児に係る教育条件の整備を図る。	幼稚園等における障害児に係る教育事業で次の要件を満たすもの 1 障害児に対する教育を積極的かつ継続的に行っていること。 2 5月1日現在1人以上就園していること。 3 5月1日現在2人以上就園している場合にあっては、障害児の教育のために専任教員を1人以上配置していること。 4 障害児にかかる保育料等納付金の額が、他の幼児に係るものと同じ水準であること。 5 補助対象経費の額を、補助の対象となる障害児の数で除して得た額が、知事が別に定める額以上であること。 ※ 障害児とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、次のいずれかに該当するものをいう。 1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳交付要綱（昭和49年1月30日付け福祉第308号広島県民生部長通知）による療育手帳の交付を受けている者 3 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する知事の定める医師の診断により身体障害児と診断された者 4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の規定により設置される児童相談所において障害児と診断された者 5 1～4までと同程度以上の身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害がある場合で、幼稚園等教育上特別な介助又は配慮を要すると知事が認める者
通信制高等学校経常費補助金	私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減を図る。	私立高等学校通信制課程の運営事業
私学共済掛金補助金	私立学校教職員の福祉を増進し、私立学校の振興に資する。	私立学校教職員共済掛金（以下「私学共済掛金」という。）の軽減事業

補 助 対 象 経 費	補 助 事 業 者	補 助 率 ・ 配 分 方 法 等
1 教員人件費 当該幼稚園等に勤務する教員で障害児の教育に直接携わる者に対する人件費（給料、諸手当、私立学校教職員共済掛金（学校法人等負担分）、退職金掛金、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る保険料をいう。） 2 教育研究経費及び管理経費 教育研究経費・管理経費のうち、障害児の教育に直接必要な経費で、会議費、交際費等補助対象とすることが不適当と認められるものを除いた経費 3 設備費 障害児の教育に直接必要な教育研究用機器備品、その他の機器備品及び図書の取得に要する経費	幼稚園等を設置する学校法人及び学校法人志向幼稚園等の設置者	1 配分額 知事が別に定める額 2 交付の方法 概算払とし、交付時期及び交付割合については、別に定める。
学校の運営に要する次に掲げる経費 ただし、国又は地方公共団体の他の補助金の交付の対象となる経費並びに特別寄附金及び補助活動収入等特定財源で補填される部分の経費は除くものとする。 経常費補助金「教育改革推進割・障害児教育割を除く」に同じ。	高等学校通信制課程を設置する学校法人	1 配分額 知事が別に定める額 2 交付の方法 概算払とし、交付時期及び交付割合については、別に定める。
私学共済掛金のうち長期給付掛金の軽減額 ただし、大学及び短期大学教職員に係るものを除く。	事業団	1 補助金の額 補助事業者が軽減を行った額又は長期給付掛金率のうち、1,000分の8に相当する額のいずれか少ない額とする。 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号及び第2号の3による交付申請書を当該年度の3月1日までに知事に提出すること。

補助金区分	補助金交付の目的	補 助 対 象 事 業			
授業料等軽減補助金	私立高等学校等全日制課程、私立高等学校通信制課程、私立専修学校（修業年限3年の高等課程に限る。以下同じ。）又は各種学校（高等学校に相当すると認められるものに限る。以下同じ。）に在学する生徒で経済的事情により学資負担が困難な者を対象として授業料並びに施設整備費及び実習費等実質授業料相当と知事が認めるもの（以下「授業料等」という。）及び入学時納入金の軽減を図る。	学校法人又は私立専修学校を設置する者（以下「専修学校設置者」という。）が、次表左欄の区分ごとに同表中欄に掲げる要件に該当する生徒に対し、同表右欄に掲げる額の授業料等又は入学時納入金を軽減する事業			
		区 分	要 件	一人当たりの 軽 減 額	
		授 業 料 等 軽 減	保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（親権を行う者のないときは、未成年後見人又は主として他の者の収入により生計を維持している場合は当該他の者）をいう。）。以下同じ。）又は保護者がいない場合の子が、次のいずれかに該当すること。ただし、私立高等学校通信制課程の対象は、保護者が広島県内に住所を有する者とする。 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した額（その額が0を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者若しくは同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない場合には、0とし、その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下「算定基準額」という。）について、保護者全員の算定基準額の合算額又は保護者がいない場合の子の算定基準額（以下「保護者等の算定基準額」という。）が0円 3 保護者等の算定基準額が51,300円未満（2を除く。以下同じ。） 4 保護者全員又は保護者がいない場合の子に係る地方税法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割の額が0円 5 震災、風水害、火災その他の災害で損失を受けたことにより、市町村民税について、地方税法第15条の規定による徴収の猶予を受けている場合で、2又は3に準ずると知事が認める者 6 死亡、傷病又は失業等により当該年の収入が得られない場合又は著しく減少した場合で、2又は3に準ずると知事が認める者	生活保護法による被保護者	授業料等の全額（月額50,000円を上限とする。）
				保護者等の算定基準額が0円（これに準ずると知事が認める者を含む。）	授業料等の全額（月額50,000円を上限とする。）
				保護者等の算定基準額が51,300円未満（これに準ずると知事が認める者を含む。）	授業料等の全額（月額50,000円を上限とする。）
				保護者全員又は保護者がいない場合の子に係る地方税法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割の額が0円（これに準ずると知事が認める者を含む。）	授業料等の全額（月額50,000円を上限とする。）
		入 学 時 納 入 金 軽 減	当該私立高等学校全日制課程、私立高等学校通信制課程、私立専修学校又は各種学校へ最終的に入学した者であって、上記授業料等軽減の区分の要件に該当すること。	生活保護法による被保護者	180,000円
				保護者等の算定基準額が0円（これに準ずると知事が認める者を含む。）	180,000円
				保護者全員又は保護者がいない場合の子に係る地方税法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割の額が0円（これに準ずると知事が認める者を含む。）	180,000円
				保護者等の算定基準額が51,300円未満（これに準ずると知事が認める者を含む。）	180,000円 (※)

※ 入学時納入金の額から5,650円を減じた額が180,000万円に満たない場合は、その額を軽減額とする。また、180,000円以上の場合は、180,000円を軽減額とする。

補 助 対 象 経 費	補 助 事 業 者	補 助 率 ・ 配 分 方 法 等
授業料等及び入学時納入金の軽減額	1 高等学校全 日制課程を設置 する学校法人 2 高等学校通信 制課程を設置す る学校法人 3 専修学校設置 者 4 各種学校を設 置する学校法人	1 補助金の額 補助対象となる生徒ごとに、次の方法により算定した額の合計額 左表右欄に掲げる一人当たりの軽減額に当該生徒の在籍月数を乗じて得た額から高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給額（受給権者である生徒が、正当な理由がなく申請等の手続をせず、手続をすれば得られたであろう受給相当額を含む。以下同じ。）を除いた額と、補助事業者による実軽減額から就学支援金の受給額を除いた額を比較して、そのいずれか少ない方の額とする。 2 その他 (1) 補助事業者は、補助金の交付決定後において補助事業に変更が生じた場合には、別記様式第2号の5のアによる事業計画書（変更分）等を補助金変更交付申請書に添付して、当該年度の3月5日までに知事に提出すること。 (2) 補助事業者は、別記様式第8号による補助金事業遂行状況報告書を当該年度の1月7日までに知事に提出すること。

補助金区分	補助金交付の目的	補 助 対 象 事 業
退職金掛金補助金	私立学校教職員の福祉を増進し、私立学校の振興に資する。	私学振興財団、幼稚園連盟及び専各連盟の行う、教職員の退職手当資金の給付事業に係る掛金（以下「退職金掛金」という。）の軽減事業
私立中学高等学校協会補助金	中学校・高等学校の教職員の資質の向上を図り、中等教育の充実に資する。	中高協会が主催する教職員等の研修事業 教員・教頭研修、理事・校長研修、事務長研修等。以下「中高協会研修事業」という。
私立幼稚園連盟補助金	幼稚園等の教職員の資質及び教育条件の向上を図り、幼児教育及び保育の充実に資する。	1 幼稚園連盟が主催する教職員の研修事業 全体研修会、新規採用教員研修会等。以下「幼稚園連盟研修事業」という。 2 幼稚園連盟が実施する実践研究事業

補 助 対 象 経 費	補 助 事 業 者	補 助 率 ・ 配 分 方 法 等
退職金掛金の軽減額	私学振興財団 幼稚園連盟 専各連盟	1 補助金の額 補助事業者が軽減を行った額又は掛金率のうち、1,000分の20に相当する額のいずれか少ない額とする。 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号及び第2号の4による交付申請書を当該年度の10月15日までに知事に提出すること。
中高協会研修事業に要する経費 〔ただし、飲食料等補助対象経費とすることが不適当と認められる経費を除く。〕	中高協会	1 補助率 1／2以内 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号及び第2号の6による交付申請書を当該年度の7月31日までに知事に提出すること。
1 幼稚園連盟研修事業に要する経費 〔ただし、飲食料等補助対象経費とすることが不適当と認められる経費を除く。〕 2 〔幼稚園連盟実践研究事業に要する経費 ただし、飲食料等補助対象経費とすることが不適当と認められる経費を除く。〕	幼稚園連盟	1 補助率 1／2以内 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号、第2号の6及び第2号の7による交付申請書を当該年度の7月31日までに知事に提出すること。

補助金区分	補助金交付の目的	補 助 対 象 事 業
専修学校各種 学校連盟補助 金	教職員及び設置 者の資質の向上と専 修学校・各種学校教 育の振興を図る。	1 専各連盟が主催する教職員等の研修事業 〔 現職教育研修大会、校長・経営者研修会、商業実務研修会等。〕 〔 以下「専各連盟研修事業」という。〕 2 広報活動事業 〔 専修学校説明会の開催、学校案内の発行、日刊紙による広報活動等 〕 3 非学法専修学校高等課程補助事業 専各連盟が、学校法人以外の者の設置する「大学入試資格に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和 22 年 5 月 31 日文部省告示第 47 号）第 21 号の規定に基づいて専修学校の高等課程の指定を受けた専修学校高等課程」に対して行う研修・教材等補助事業
私学振興資金 利子補給事業 補助金	私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園等、専修学校及び各種学校）の施設・設備の整備充実を促進し、私立学校の振興を図る。	私学振興財団、専各連盟及び幼稚園連盟（以下「私学振興財団等」という。）の行う施設・設備整備事業等に係る金融機関、事業団及び私学振興財団等（以下「金融機関等」という。）からの融資に対する利子補給事業
私立高校教育改革対策利子補給事業補助金	私立高等学校の教育改革に伴う施設・設備の整備を支援し、私立高等学校の教育改革等の一層の推進を図る。	私学振興財団の行う私立高等学校における教育改革等に伴う施設・設備事業に係る事業団からの借入金に対する利子補給事業

補 助 対 象 経 費	補 助 事 業 者	補 助 率 ・ 配 分 方 法 等
1 専各連盟研修事業に要する経費 〔 ただし、飲食料等補助対象経費とすることが不適当と認められる経費を除く。 〕 2 広報活動事業に要する経費 3 次に掲げる研修・教材等経費に係る非学法専修学校高等課程補助事業に要する経費 〔 ただし、研修・教材等経費の合計の2分の1を超えて補助する部分の経費を除く。 〕 (1) 教員研修に要する経費 (2) 教育研究用機器備品の取得に要する経費 (3) 教育用図書（これと類似の役割を有するスライド、フィルム、テープ、レコード等を含む。）の購入費	専各連盟	1 補助率 1／2以内 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号、第2号の6及び第2号の8による交付申請書を当該年度の7月31日までに知事に提出すること。
私立学校の設置者が設置する私立学校の施設・設備の整備等のため、金融機関等から借入を行った場合にその利息の一部を助成するため、私学振興財団等が行う利子の補給事業（以下「振興資金利子補給事業」という。）に要する経費 なお、振興資金利子補給事業の内容については、知事が別に定めるものとする。	私学振興財団 専各連盟 幼稚園連盟	1 補助金の額 定 額 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号及び第2号の9による交付申請書を当該年度の3月1日までに知事に提出すること。
学校法人が設置する高等学校の教育改革に伴う施設整備のため、事業団から借入を行った場合にその利息の一部を助成するため、私学振興財団が行う利子の補給事業（以下「教育改革利子補給事業」という。）に要する経費 なお、教育改革利子補給事業の内容については、知事が別に定めるものとする。	私学振興財団	1 補助金の額 定 額 2 その他 補助事業者は、別記様式第1号及び第2号の9による交付申請書を当該年度の3月1日までに知事に提出すること。